

桐生市就学援助制度

小学校新1年生 新入学準備金入学前支給の御案内

就学援助制度とは、一定の条件に該当する世帯に対して、給食費や学用品費を補助する制度です。そのなかから、「新入学準備金」のみ入学前に先行して支給します。

○ 入学準備金の支給を受けられる方

- ・令和6年4月に小学校に入学予定の児童の保護者で、下記1と2の条件に該当し、受付締切日までに申請手続きを行い、桐生市教育委員会が支給認定した方
 - 条件1. 桐生市内に住所があり、桐生市立小学校もしくは義務教育学校に新入学する予定の児童の保護者であること
 - 条件2. 下記の認定基準のいずれかに該当する方のうち、桐生市教育委員会が認定した方
- ・生活保護を受給している方は対象外です。

認定基準

- (1) 生活保護が停止または廃止された方（生活保護の停止・廃止決定通知書の写し）
- (2) 市町村民税が非課税の方
(非課税証明書または所得・課税証明書：世帯全員分)
- (3) 天災等により市町村民税の減免を受けた方（減免通知書の写し）
- (4) 天災等により個人の事業税の減免を受けた方（減免通知書の写し）
- (5) 天災等により固定資産税の減免を受けた方（減免通知書の写し）
- (6) 国民年金保険料の全額免除を受けた方
(保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し：被保険者全員分)
- (7) 国民健康保険税の減免または徴収猶予を受けた方（減免通知書の写し）
- (8) 児童扶養手当の支給を受けている方（児童扶養手当証書の写し）

() 内は申請するときに必要な書類

【注意】 税の申告をしていない方は判定ができませんので、必ず申告を済ませてください。

○ 申請方法

- ・教育委員会学校教育課または各小学校にある「就学援助費申請書」及び「誓約書兼振込口座届出書」に必要事項を記入し、必要な証明書類を添えて、教育委員会学校教育課（桐生市役所 本館4階）へ提出してください。
- ・記載事項の確認や修正対応のため、申請書に押印した印と通帳を持参してください。

○ 受付期間 令和6年1月4日（木）～1月31日（水）

・書類の追加提出が必要になる場合がありますので、出来るだけ早めの提出をお願いします。

○ 支給額 54,060円（予定額）

○ 支給時期 令和6年3月中旬（予定）

○ 支給方法 口座届出書に記載の口座に振込みます。

なお、上記申請期間内に申請できない場合でも、申請基準に該当する世帯であれば、入学後の4月中にお通いの学校へ申請を提出することができますので、審査の結果、支給が決まった世帯には入学準備金が支給されます（この場合、支給時期は7月になります）。

入学準備金の支給を受けた後、入学式前に市外へ転出した場合、また、桐生市立小学校に入学しなかった等の場合は、全額を返還していただきます。

お問い合わせ先

桐生市教育委員会学校教育課学事係（桐生市役所本館4階）

電話：0277-46-1111（内線687）